

令和3年4月1日

各 位

宮城県信用組合協会

## 「後見制度支援預金」の取扱い開始について

平素は、格別なるご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当宮城県下3信用組合【仙北信用組合（本店：栗原市）・古川信用組合（本店：大崎市）・石巻商工信用組合（本店：石巻市）】は、令和3年4月1日（木）より「後見制度支援預金」の取り扱いを開始いたしました。

「後見制度支援預金」は、後見制度（成年後見または未成年後見）をご利用の方の預貯金のうち、日常的に使用しない金銭を、家庭裁判所の「指示書」に基づき安全・適切に管理するための預金です。



### ● 「後見制度支援預金」の主な概要は下記のとおりです。

商品名	後見制度支援預金
取扱店舗	仙北信用組合（全5店舗） 古川信用組合（全9店舗） 石巻商工信用組合（全12店舗）
ご利用いただける方	家庭裁判所から本商品に係る「指示書」の発行を受けた方
金利	■ 付利型 普通預金の店頭表示の利率を適用します。（変動金利） ■ 無利息型 お利息はつきません。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"><li>● お取引は、口座開設店のみを窓口とします。</li><li>● キャッシュカードは発行いたしません。（ATMのご利用はできません）</li><li>● この預金口座からの各種料金等の自動引落はできません。</li><li>● 給与・年金・各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。</li><li>● インターネットバンキング等のご利用はできません。</li></ul>

※ 詳しくは、取扱い信用組合の本支店へお問い合わせください。



宮城県信用組合協会

～後見制度をご利用の皆さんへ～

# 後見制度支援預金

ご本人の財産の適切な管理・利用のための  
後見制度支援預金のご案内



SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT GOALS



宮城県信用組合協会

## ■ 後見制度支援預金とは

後見制度支援預金は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭と別に、通常使用しない金銭を特別な預金として管理できる預金です。成年後見制度と未成年後見制度において利用することができます。（注1）

後見制度支援預金は、県内3信用組合でお取扱いができます。また後見制度支援預金は、預金の一種ですので、元本は保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

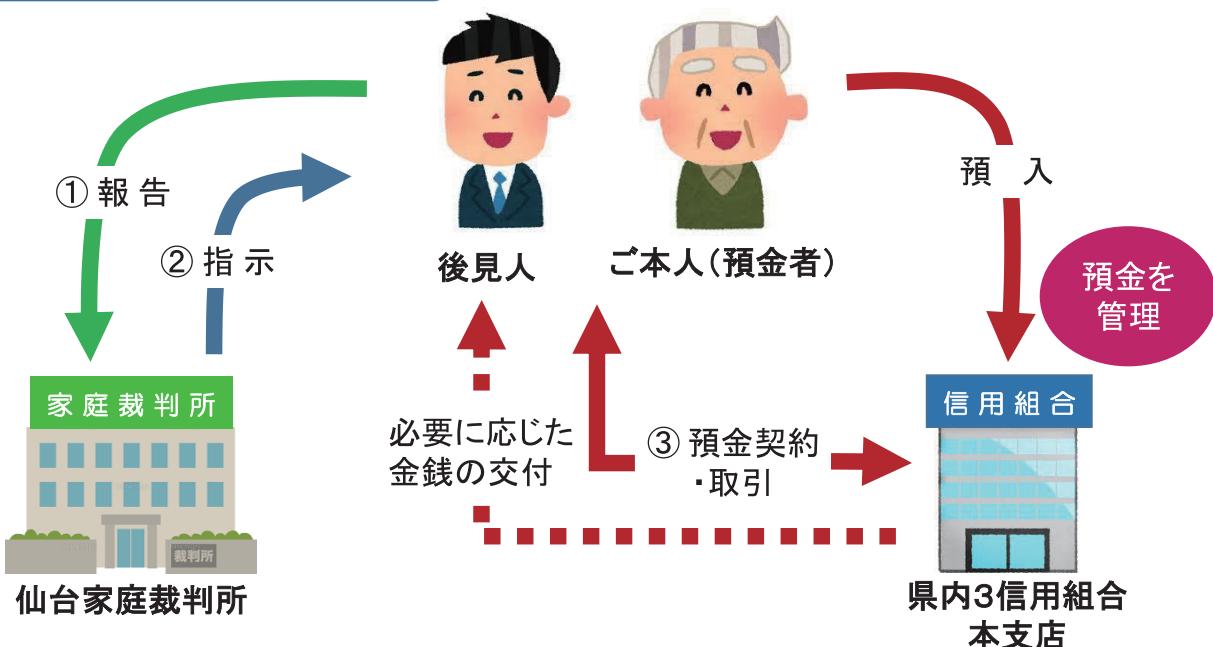
後見制度支援預金を利用すると、預金の払い戻しや解約を行うには、あらかじめ家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。

後見制度支援預金の利用については、預金をご本人のために利用するとの観点から、適切に検討を行う必要があるため、専門職後見人（弁護士・司法書士等）が選任されて検討を行い、利用が適当と考えられる場合には、ご本人に代わって、この預金を取扱いしている信用組合の中から、預け入れる信用組合（本支店）および金額を決めたうえで、家庭裁判所に報告します。家庭裁判所が利用に適していると判断した場合は、預金契約を締結するための「指示書」が発行されますので、専門職後見人は、信用組合に「指示書」を提示し、預金口座開設の申込を行います。ただし、既に親族が後見人として業務を行っている場合で、特に専門職による検討が必要でないことが、提出された資料などから明らかになる場合は、家庭裁判所の判断により、専門職後見人が選任されない場合もあります。

このように、後見制度支援預金は、家庭裁判所の関与により、ご本人（被後見人：預金者）の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

（注1）保佐、補助及び任意後見は利用できません。

後見制度支援預金のイメージ図



※ 預金口座開設後、口座開設時に「指示書」に基づき設定された定額自動振替による出金を除き、全ての入出金などの取引の際に、それぞれの裁判所が発行する「指示書」が必要。

## ■ 後見制度支援預金の対象となる財産

後見制度支援預金を利用できる財産は、金銭・預貯金などに限られます。後見制度支援預金を利用するためには、ご本人の所有する不動産・動産を売却する必要はありません。

また、ご本人が株式等の金融商品をお持ちの場合には、ご本人の財産の現状を大きく変更することになるため、個別の事案ごとに売却・換金をするかどうかを、後見人が検討することになります。

## ■ 後見制度支援預金の利用対象者

後見制度支援預金は、法定後見制度または未成年後見制度の被後見人の方を対象としており、被保佐人、被補助人の方、任意後見制度のご本人は利用することができません。

また、後見制度支援預金は、後見開始の審判を受けた（又は受ける）方の財産の適切な管理・利用のための方法の1つですから、全ての被後見人について利用されるわけではありません。

ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法としては、他にも後見制度支援信託（注2）や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人又は後見監督人に選任することなどが考えられます。

（注2）ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な預貯金等を後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

## ■ 後見制度支援預金の利用に必要な費用

後見制度支援預金を利用すると、通常、利用の適否や利用が必要な額などを検討し、家庭裁判所に「指示書」の発行を申請する専門職後見人に対する報酬が必要となります。

専門職後見人に対する報酬は、家庭裁判所が、専門職後見人が行った仕事の内容やご本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。なお、専門職後見人が選任されない場合は、これらの報酬は不要となります。

なお、後見制度支援信託を利用する場合には、各信託銀行が定める手数料や信託報酬等が必要となる場合がありますが、後見制度支援預金の場合には、契約や解約に要する手数料などは一切ありません。

## ■ 後見制度支援預金を利用するメリット

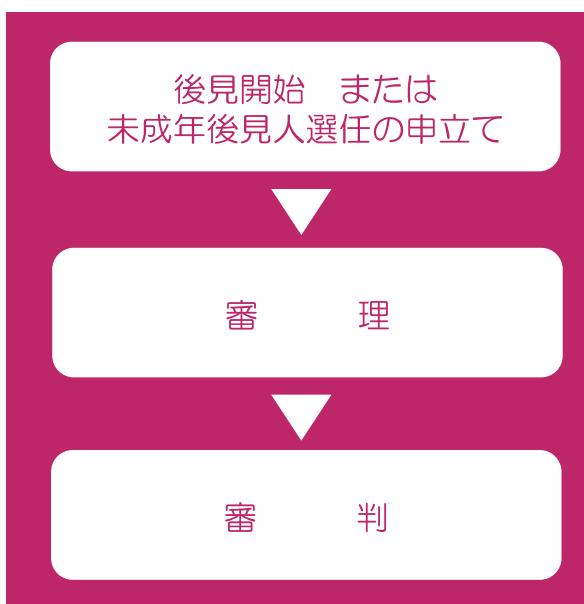
後見制度支援預金を利用した場合、日常的な金銭管理に必要な預貯金口座とは別に、払戻しについて家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。

後見人は、長期にわたるご本人の財産の管理が求められ、後見人にとって大きな負担となる可能性があり、ご本人の財産保護の点で望ましくない状況が生じたり、ご本人の財産管理を巡って、親族間のトラブルに発展する恐れもあります。後見制度支援預金を利用すると、家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、これらのような後見人のご負担を軽減することができます。

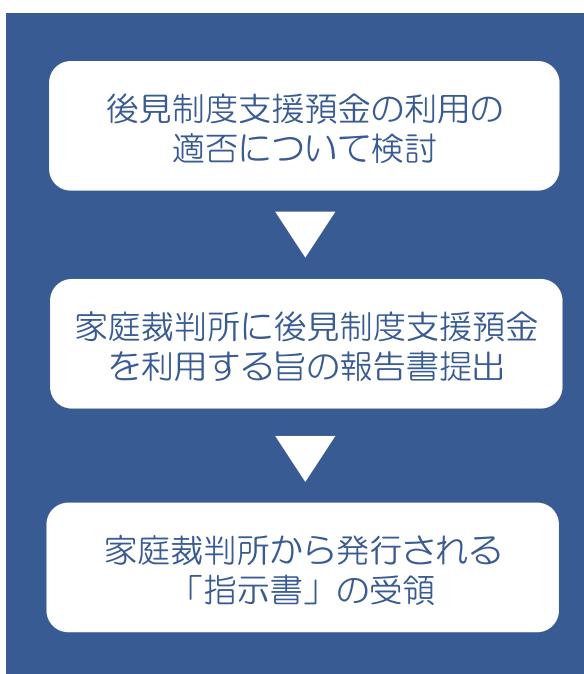
## ■ 後見制度預金を利用する場合の手続きの流れ

一般的な手続きの流れは次の通りです。

家庭裁判所



専門職後見人



### 【手続きの補足説明】

家庭裁判所は、後見を開始（又は未成年後見人を選任）するかどうかを審理するとともに、専門職に継続的に後見人（又は後見監督人）として活動してもらうべきか、後見制度支援預金などの利用を検討すべきかなどを審理します。

家庭裁判所は、後見制度支援預金などの利用を検討すべきと判断した場合には、弁護士、司法書士などの専門職を後見人に選任します。

※ 専門職に加え、親族を併せて後見人に選任し、それぞれの役割を分担する場合もあります。

専門職後見人は、ご本人の生活状況や財産状況を踏まえて、後見制度支援預金の利用に適しているかを検討します。

専門職後見人は、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合には

- ① 後見制度支援預金に預入する財産額
- ② 後見人が日常的な支出に充てるために管理する財産額

などを設定し、家庭裁判所に報告書を提出します。

※ 専門職後見人が後見制度支援預金の利用に適さないと判断した場合には、家庭裁判所は、その意見を聴いて再検討します。

家庭裁判所は、報告書の内容を確認し、後見制度支援預金の利用に適していると判断した場合、専門職後見人に「指示書」を発行します。

専門職後見人が受領した「指示書」を利用する信用組合に提示し、後見制度支援預金の口座を開設します。

通常、口座開設した時点で、専門職後見人は辞任し、親族後見人に引継ぎます。

専門職後見人から引継ぎを受けた親族後見人は、取扱い信用組合に対し、後見人に就任したことを報告、必要な届出を行います。

- 家庭裁判所が、専門職後見人を選任せず、親族後見人が所定の書類を提出することによって、後見制度支援預金の「指示書」を発行することも有り得ます。  
この場合は、上記の専門職後見人が行う各種手続きを、親族後見人が家庭裁判所の指示に従い行います。親族後見人による手続きについては、利用予定の信用組合にご相談いただければ、信用組合の担当者がサポートを行います。

## ■仙台家庭裁判所の管轄区域・連絡先

管轄区域	裁 判 所	所 在 地	電話番号
仙台市、塩竈市、 多賀城市、富谷市、 黒川郡(大和町、 大郷町、大衡村)、 宮城郡(松島町、 利府町)	仙台家庭裁判所 後見センター	〒980-8637 宮城県仙台市青葉区片平 1-6-1	022-745-6090
大崎市、栗原市、 遠田郡(涌谷町、 美里町)、加美郡 (色麻町、加美町)	仙台家庭裁判所 古川支部	〒989-6161 宮城県大崎市古川駅南 2-9-46	0229-22-1694
石巻市、東松島市、 牡鹿郡(女川町)	仙台家庭裁判所 石巻支部	〒986-0832 宮城県石巻市泉町4-4-28	0225-22-0363
登米市	仙台家庭裁判所 登米支部	〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池 桜小路105-3	0220-52-2011
気仙沼市、本吉郡 (南三陸町)	仙台家庭裁判所 気仙沼支部	〒988-0022 宮城県気仙沼市河原田 1-2-30	0226-22-6626

※ 仙台家庭裁判所の管轄区域の一部(名取市、岩沼市、亘理郡(亘理町、山元町)、宮城郡(七ヶ浜町))および大河原支部分について、宮城県内3信用組合(石巻商工信用組合、古川信用組合、仙北信用組合)の営業区域外であるため記載を省略しております。

## ■ 後見制度支援預金Q & A

Q

後見制度支援預金の口座開設はどのようにすればいいですか？

A

後見制度支援預金のご利用は、ご本人のために家庭裁判所へ後見開始（または未成年後見人選任）の申立てがされることが前提です。

家庭裁判所は、新たな申立てがあった場合、または、既に後見人が選任されている場合で、後見制度支援預金の利用が適していると判断したとき、後見制度支援預金を紹介、利用を検討することとなります。

後見制度支援預金を利用することとなった場合、家庭裁判所がその旨の「指示書」を後見人に対して発行しますので、後見人の方は、その「指示書」を後見制度支援預金の取扱い信用組合の本支店にご提示のうえ、口座開設手続きをご相談ください。

Q

後見制度支援預金を利用した場合、  
後見人の日常的な財産管理はどうなりますか？

A

預入した財産は、後見人が、後見制度支援預金とは別に、通常の預金口座で年金の受取や施設入所等のサービス利用料の支払いといった日常的に必要な金銭を管理します。

ご本人の収入よりも支出が多くなることが見込まれる場合には、「指示書」に基づき、必要と判断された金額を後見制度支援預金の口座から後見人が管理する通常の普通預金口座へ定期的に（毎月又は年1回）、定額が自動振替されるようにすることができます。

※ 振替先の後見人が管理する通常の普通預金口座は、後見制度支援預金の口座を開設した同じ信用組合の同じ本支店で開設された普通預金口座になります。

Q

後見制度支援預金へ預入後、本人に多額の支出が必要になって、  
後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合は  
どうすればよいですか？

A

家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば「指示書」を発行しますので、「指示書」を後見制度支援預金の口座を開設している信用組合の本支店の窓口に提出し、必要な金額の払い戻しを受けてください。

また、ご本人の収支状況の変更により、後見制度支援預金から後見人の管理口座へ定額自動振替される金額を変更したい場合や、事情により後見制度支援預金を解約する必要が生じた場合についても、家庭裁判所に報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出して「指示書」の発行を受ける必要があります。



後見制度支援預金へ預入後、  
本人に臨時収入があったり、黒字分が貯まったりして、  
後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか？



通常使用しない金銭については、家庭裁判所に後見制度支援預金へ追加で預入するための報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば「指示書」を発行しますので、「指示書」を後見制度支援預金の口座を開設している信用組合の本支店へ提出し預入をしてください。

なお、黒字分が貯まって後見人が管理する金額が多額になった場合、家庭裁判所が財産保全のために必要な措置を講じことがあります。



後見制度支援預金の預入期間はどのようにになっていますか？



後見制度支援預金は、一般的な普通預金と同様の商品であることから、預入期間の定めはありません。

商品内容の詳細は、各取扱い信用組合の窓口等に設置してある商品概要説明書などでご確認いただけます。



後見制度支援預金を利用する場合の  
家庭裁判所の後見監督はどうなりますか？



後見制度支援預金を利用する場合も、家庭裁判所は、事案に応じて必要な後見監督を行います。家庭裁判所からいつ報告を求められても対応できるように、収支を帳簿につけたり、領収書や信用組合から交付・送付される各種報告書（残高報告など）を保管したりするとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

## ■ 後見制度支援預金の口座開設の際にご用意いただく書類等

### 【必ずご用意いただく書類等】

- 指示書
- 後見人等の本人確認書類
- 被後見人の本人確認書類
- 口座お届け印

### 【ご用意いただく場合がある書類等】

- 「登記事項証明書」または「審判書および確定証明書」
- 後見人等の印鑑証明書（弁護士会発行の印鑑証明書でも可）
- 後見人等の実印

※ 取扱い信用組合によってご用意いただく書類が異なる場合がありますので、  
口座開設を希望する営業店へお問い合わせください。

## ■取扱い店舗のご案内

### ◆ 石巻商工信用組合

営業店名	所 在 地	電話番号
本店営業部	宮城県石巻市中央2丁目9-3	0225-95-3331
中里支店	宮城県石巻市中里1丁目3-5	0225-96-2075
飯野川支店	宮城県石巻市相野谷字飯野川町110	0225-62-2311
前谷地支店	宮城県石巻市前谷地字上樓屋5-1	0225-72-3079
松島支店	宮城県宮城郡松島町高城字町58-3	022-354-3426
豊里支店	宮城県登米市豊里町新田町46	0225-76-3024
矢本支店	宮城県東松島市矢本字北浦35-1	0225-82-6866
登米支店	宮城県登米市登米町寺池中町14-1	0220-52-3252
蛇田支店	宮城県石巻市恵み野3丁目1-1	0225-93-8081
大街道支店	宮城県石巻市大街道西2丁目1-2	0225-95-9511
渡波支店	宮城県石巻市三和町5-1	0225-25-0855
湊支店		

### ◆ 古川信用組合

営業店名	所 在 地	電話番号
本店	宮城県大崎市古川十日町7-8	0229-22-1845
岩出山支店		
涌谷支店	宮城県遠田郡涌谷町字本町103	0229-43-2105
中新田支店	宮城県加美郡加美町字南町49	0229-63-3432
吉岡支店	宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば1丁目5-1	022-345-5131
鳴子支店	宮城県大崎市鳴子温泉字新屋敷126-6	0229-83-3243
小牛田支店	宮城県遠田郡美里町北浦1丁目52	0229-32-5038
古川南支店	宮城県大崎市古川栄町13-9	0229-24-3888
泉中央支店	宮城県仙台市泉区泉中央3丁目34-6	022-771-2780

### ◆ 仙北信用組合

営業店名	所 在 地	電話番号
本店	宮城県栗原市若柳字川北中町11	0228-32-2586
築館支店	宮城県栗原市築館薬師4丁目6-35	0228-22-2376
迫支店	宮城県登米市迫町佐沼字小金丁1-1	0220-22-3095
栗駒支店	宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎下小路46	0228-45-1517
中田支店	宮城県登米市中田町石森字加賀野1丁目8-11	0220-35-2100

# 後見制度支援預金

## 商品概要説明書

(2021年4月1日現在適用中)

1. 商品名	後見制度支援預金
2. 販売対象	・家庭裁判所にて後見開始の審判を受ける または 受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」の発行を受けた方。
3. 期間	・期間の定めはありません。 ただし、家庭裁判所より解約の「指示書」の発行による解約の場合、もしくは、成年被後見人の死亡および未成年被後見人が成年となった時点で預金契約は終了します。
4. 預入	(1) 預入方法 家庭裁判所の「指示書」によりお預けいただきます。 (2) 預入金額 1円以上 (3) 預入単位 1円単位
5. 払戻方法	・家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座開設店舗のみで払戻しいたします。
6. 利息	<b>■付利型</b> (1) 普通預金の店頭表示の利率を適用します。(変動金利) (2) 利払方法 年2回(3月・9月)の当組合所定の日に元金に組み入れます。 (3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とし、1年を365日とする日割計算を行います。 <b>■無利息型</b> お利息はつきません。
7. 税金	・利息には20% (国税15%、地方税5%) の税金がかかります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息については、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。 ・無利息型は、利息がつかないので税金はかかりません。
8. 手数料	――
9. 付加できる特約事項	・お取引は、口座開設店舗のみを窓口とします。 ・この預金口座から各種料金の自動引落はできません。 ・キャッシュカードは発行いたしません。(ATMのご利用はできません。) ・マル優のお取扱いはできません。 ・給与・年金・各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。
10. 金利情報について	・店頭に表示されている金利一覧をご覧いただくか、または窓口にお問い合わせください。

## 後見制度支援預金

### 商品概要説明書

(2021年4月1日現在適用中)

11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口にお申し出ください。</p> <p>【窓口】仙北信用組合監査課】0228-32-3014 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：9時～17時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、各営業店にお問い合わせいただかずか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="https://www.senpoku.shinkumi.jp/">https://www.senpoku.shinkumi.jp/</a></p> <p>・紛争解決措置 仙台弁護士会 紛争解決支援センター（電話：022-223-1005） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは上記組合窓口、または下記のしんくみ相談所にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。</p> <p>① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同で解決に当たります。</p> <p>※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等へご照会ください。</p> <p>【窓口】一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） 受付時間：9時～17時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
12. その他参考となる事項	<p>(1) 付利型 預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当組合に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。) 預金保険制度の詳細については、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(2) 無利息型 預金保険制度により全額保護の対象となります。 ・この預金は「後見制度支援預金規定」によりお取扱いいたします。</p>